

資料提供
令和4年3月30日
生活安全課(兼政)
直通 225-1385
内線 3880

石川県犯罪被害者等支援推進計画の策定について

この度、令和3年4月に策定した石川県犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和4年度から令和8年度を計画年度とする「石川県犯罪被害者等支援推進計画」を策定しました。

なお、当計画は、石川県生活環境部生活安全課において縦覧するとともに、県ホームページに掲載します。

記

1 概要

別紙のとおり

2 計画

次の石川県ホームページに掲載します。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/seikatu/higaisya/keikaku.html>

石川県犯罪被害者等支援推進計画の策定について

1 趣旨等

- (1) 趣 旨 犯罪被害者等を社会全体で支え、再び平穏な生活を営むことができる社会の実現
石川県犯罪被害者等支援条例第9条に基づき、支援を計画的かつ総合的に推進するため、基本方針や具体的施策を定める
- (2) 期 間 令和4年度～令和8年度の5年間
- (3) 推進体制 国、県、市町、民間支援団体等が連携し、犯罪被害者等支援のための施策を推進

2 基本方針

- (1) 犯罪被害者等の尊厳にふさわしい処遇を権利として保障
- (2) 犯罪被害者等の個々の事情に応じた適切な支援
- (3) 必要な支援を途切れることなく実施
- (4) 国、県、市町、民間支援団体等の相互連携・協力

3 具体的施策

(1) 損害回復・経済的支援等への取組

- ① 損害賠償請求についての援助等
・損害賠償請求制度等の犯罪被害者等保護・支援に関する情報提供の充実 等
- ② 給付金の支給に係る制度の充実等
・犯罪被害給付制度の適切な運用 等
- ③ 居住の安定
・犯罪被害者等の県営住宅への優先入居 等
- ④ 雇用の安定
・事業者に対する啓発活動 等

(2) 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

- ① 保健医療サービス及び福祉サービスの提供
・いしかわ性暴力被害者支援センターにおける相談をしやすい体制と切れ目のない被害者支援 等
- ② 安全の確保
・再被害防止措置の推進 等
- ③ 保護、捜査、公判等の過程における配慮等

(3) 刑事手続への関与拡充への取組

- ・刑事手続や被害者参加制度等に関する情報提供の充実 等

(4) 支援等のための体制整備への取組

- ① 相談及び情報の提供等
・市町を巡回するパネル展示の実施
・市町における被害者支援を推進するための情報提供・協力
・石川被害者等支援連絡協議会を通じた連携強化 等
- ② 人材の養成等
・市町職員等支援に携わる職員を対象とした研修会の実施 等
- ③ 民間の団体に対する援助
・石川被害者サポートセンターとの連携・協力 等

(5) 県民の理解の増進への取組

- ・「犯罪被害を考える週間」における県民フォーラムの開催等集中的な広報啓発
- ・二次被害防止に関する広報啓発
- ・中高生等を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催等
- ・DV・性暴力被害防止に関する啓発 等